



2019年6月28日

各 位

会 社 名 すてきナイスグループ株式会社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 杉 田 理 之  
(コード番号 8089 東証第一部)  
問 合 せ 先 グループ広報マネジャー 森 隆 士  
(TEL. 045 - 521 - 6111)

第70期有価証券報告書(自2018年4月1日 至2019年3月31日)の  
提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第70期有価証券報告書(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

2. 延長前の提出期限

第70期有価証券報告書(自2018年4月1日 至2019年3月31日)  
2019年7月1日

3. 延長後の提出期限

第70期有価証券報告書(自2018年4月1日 至2019年3月31日)  
2019年8月1日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2019年5月30日付「『第三者委員会』の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、金融商品取引法違反(2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載)の容疑(2015年3月期の不動産物件の取引に係る架空売上計上の疑い。以下「本件嫌疑」といいます。)で、証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁による調査を受けております。

これを受けて、当社は同年5月30日、第三者委員会を設置し、以降、同委員会の調査に最大限の協力をしておりますが、第三者委員会の調査には相応の期間を要することが想定されるとともに、第三者

委員会の調査結果を踏まえて監査人が追加的な監査手続を実施することを勘案しますと、提出期限である7月1日までに有価証券報告書を提出することは困難な見通しとなりました。

第三者委員会からは、本件嫌疑に係る調査には通常の場合よりも時間を要する見込みであり、本件嫌疑に係る調査報告書を提出できるのは7月下旬頃となる見込みである旨の連絡を受けております。

また、監査人からは、当社の財務諸表に不正による重要な虚偽の表示の疑義が生じているため、追加的な監査手続が必要となり、監査意見の形成には第三者委員会の調査報告書受領後1週間程度を要するとの連絡を受けております。

このような状況に鑑み、上記のとおり企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、当該有価証券報告書の提出期限について延長承認申請を行うことといたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

以上